



香川用水 土地改良区だより

第 68 号

発行日 令和 2 年 5 月 25 日
発行所 香川用水土地改良区
香川県高松市
番町 5 丁目 1 番 29 号
TEL087 (802) 5711
FAX087 (802) 5744
発行人 事務局長 小山 輝己

第53回

通常総代会を開催

令和2年度収支予算などを議決



可決された議案

- 第 1 号議案 平成30年度事業報告及び財産目録の承認について
- 第 2 号議案 平成30年度収支決算の承認について
- 第 3 号議案 令和元年度収支補正予算について
- 第 4 号議案 令和 2 年度賦課金の額並びに賦課徴収の時期及び方法について
- 第 5 号議案 令和 2 年度加入金の額並びに徴収の時期及び方法について
- 第 6 号議案 令和 2 年度決済金の額並びに徴収の時期及び方法について
- 第 7 号議案 令和 2 年度事業計画及び収支予算について
- 第 8 号議案 令和 2 年度配水計画について
- 第 9 号議案 令和 2 年度一時借入金について
- 第 10 号議案 令和 2 年度預入先金融機関の決定について
- 第 11 号議案 水資源機構営「香川用水施設緊急対策事業」に関する実施計画の承認について
- 第 12 号議案 水資源機構営「香川用水施設緊急対策事業」に要する費用負担の同意について
- 第 13 号議案 香川用水土地改良区定款の一部改正について
- 第 14 号議案 香川用水土地改良区規約の一部改正について
- 第 15 号議案 香川用水土地改良区役員選挙規程の一部改正について
- 第 16 号議案 香川用水土地改良区総代選挙規程の制定について
- 第 17 号議案 香川用水土地改良区利水調整規程の制定について

他 2 議案

令和 2 年 3 月 23 日午前 10 時より第 53 回香川用水土地改良区通常総代会を当改良区会議室にて行いました。今年度の総代会は、新型コロナウイルスの影響により書面議決とし、規模を縮小して役員 7 名、代表総代 5 名にご出席いただき開催しました。議長にさぬき市の総代 吉川文雄氏を選出し、4 件の報告事項の後、令和 2 年度事業計画及び収支予算など 19 議案は、いずれも原案どおり承認され、大山副理事長の閉会挨拶で終了しました。(賛成：書面議決 112 名・挙手 4 名、反対 0 名)

組橋理事長挨拶



第 53 回香川用水土地改良区通常総代会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、書面議決を活用した少人数での開催となりました。このような時期にご出席いただいた皆様方には、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、近々成立する見込みの農業農村整備事業予算は、農業水利施設やため池を対象とした防災・減災対策事業など、国土強靱化を図るための対策に力点が置かれ、対前年度、15 億円増の 4,433 億円が計上されております。この当初予算に、令和元年度補正予算 1,542 億円と、臨時・特別予算 540 億円を加えると、6,515 億円と大幅に増額しております。しかし、当初予算ベースで見ると、平成 21 年度当初予算 5,772 億円に比べて、十分に回復しているとは言えません。今後とも必要な当初予算の増額に向けた要望活動を積極的に行っていくことが大切であると考えております。

ここで、香川用水土地改良区の現状について、ご報告させていただきます。

初めに、昨年夏の水事情についてですが、昨年は、春先からの雨量が極端に少なく、香川用水通水以来初めて、4 月下旬から第一次取水制限が始まりました。その後、恵みの雨により、6 月下旬には取水制限が全面解除され、7 月上旬には早明浦ダムの貯水率は 100% まで回復し、今日まで順調な貯水状況であります。この間、配水管理に惜しみないご支援・ご協力をいただいた総代や土地改良区、水利組合の皆様方には、心からお礼と感謝を申し上げます。

次に、香川用水土地改良区運営の原資となっております賦課金の収納状況であります。経常費賦課金 9,083 万円余は、今年の 6 月末までに関係市町から全額納付をいただいております。これも関係市町の温かいご理解の賜物と心から感謝しております。また、香川用水の維持修繕に必要な維持管理費賦課金 1 億 5,737 万円余についても、全額収納することができております。関係者の皆様方に、心から厚くお礼を申し上げます。

次に、香川用水幹線水路の劣化対策と耐震化対策を行う国営香川用水二期事業については、総事業費 140 億

円、工期10年の予定で平成26年度から国の方で実施されております。今年度は、30数億円の予算で、東部・西部幹線水路など、10箇所改修工事が行われ、今年度末で概ね80%に進捗が伸びたところであります。令和2年度は、元年度の補正予算5億5千万円と、国で成立予定の令和2年度当初予算15億円や臨時・特別予算を合わせた予算の執行ということで、関係団体と水事情の調整や緊密な情報共有を図り、国が行う事業執行体制への支援を全面的に行ってまいります。

次に、高瀬支線の共用区間の緊急対策事業についてであります。水資源機構が管理している香川用水施設の高瀬支線の共用区間は補修工事が未整備となっておりました。このような中、近年、老朽化による漏水事故が多発しているため、水資源機構に、令和2年度から着手するよう決定していただいたところであります。当改良区としても、高瀬支線の早期改修と農家負担の軽減に向けた取組みに努力してまいりたいと考え、1月には香川県の浜田知事や県議会の大山議長などに対し、要望を行い、2月の県議会において、農家負担5%相当分を県が負担すると表明されたところであります。高瀬支線緊急対策事業への深いご理解と厚いご支援に心からお礼を申し上げる次第であります。

続きまして、土地改良法改正を受けた香川用土地改良区取組みについてですが、大きな改正点としては、これまで県の選挙管理委員会主導のもと行ってきた総代選挙が、今後は土地改良区自らが行うよう改正されたことや、利水調整規程の新たな設置、単式簿記から複式簿記への移行などが盛り込まれております。このため、諸規程の改正案等を、この度の通常総代会にご提案させていただきました。

最後に附帯県営かんがい排水施設の再譲与についてであります。香川用水幹線水路の建設に合わせ、県下全域で整備された附帯県営かんがい排水施設については、県から香川用土地改良区にその財産が譲与されておりますが、施設の管理については、香川用土地改良区と地元市町や土地改良区、水利組合との間で管理協定を結び、地元の方で適切に施設の維持管理を行っていただいているところであります。それらの施設の整備に要した地元分担金については、香川用土地改良区が窓口となり、農林漁業金融公庫からの借入額の償還事務を行い、すべて完済しております。こうした中、附帯県営かんがい排水施設の財産管理の一元化を図るため、施設を関係市町や土地改良区へ再譲与させていただきたいと考えております。今後、令和2年度、3年度の2ヶ年で手続きをすべて完了していきたいと考えておりますので、何卒ご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

本日は事前に回答のあった総代の皆様の賛否の結果をご報告させていただき、この後選任されます議長のもと、議事を進行していきますので、よろしくお願い申し上げます。<おこわり>紙面の都合により要約させていただきました。

役員(理事)補欠選挙の結果

役員(理事)3名の欠員に伴い、令和2年3月23日開催の第53回香川用土地改良区通常総代会において、役員(理事)補欠選挙を予定していましたが、いずれの選挙区とも定数内での立候補届となり、次の方々が無投票で当選されました。

任期は、残任期間の令和2年3月23日～令和2年10月23日までです。

(理事)

被選挙区域名	当選人氏名	所属委員会
高松市	妹尾嘉起	財務委員会
三木町	藤澤勇一	施設管理委員会
多度津町	山本博之	配水管理委員会

お知らせ

「総代・役員(理事・監事)」今秋に改選

香川用土地改良区では、今秋総代・役員の方々が任期満了を迎え、これに伴う改選が行われます。定数は、総代140名、理事40名、監事3名であります。

◆ 総代任期:令和2年9月15日(火) ◆ 役員任期:令和2年10月23日(金)

香川用土地改良区の管理のもと、総代選挙を8月下旬ごろに、また、役員選挙を総代選挙後の9月上旬に開催する第13回臨時総代会において執行する予定です。

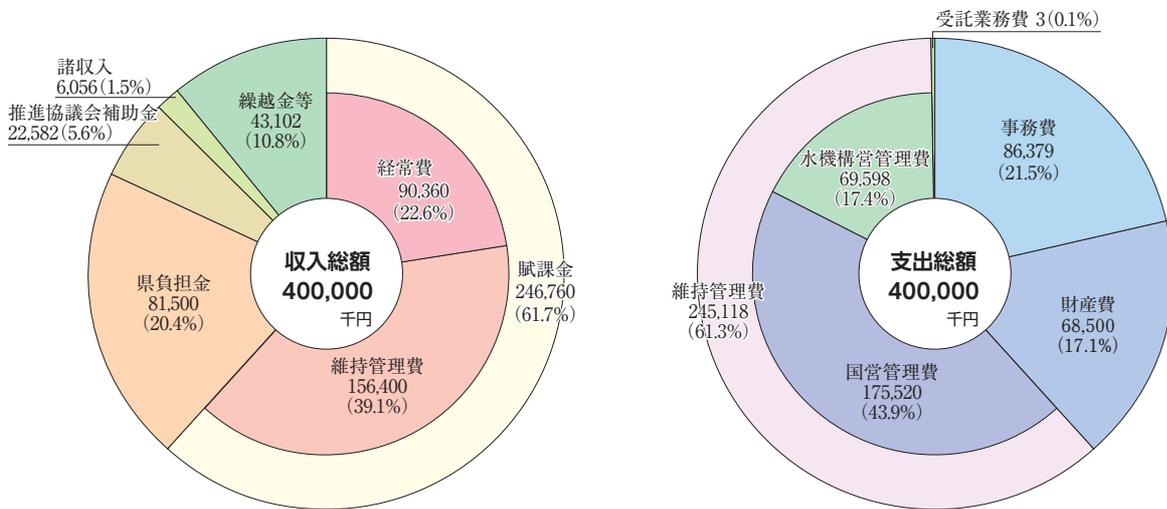
令和
2
年度

一般会計予算4億円

各種賦課金・加入金・決済金の10アール当たり単価 前年度と同額

第53回通常総代会において、令和2年度一般会計及び各特別会計の当初予算が議決されました。一般会計の収支予算は、前年度と同額の予算となっています。

一般会計収支予算概要 (単位：千円)



() 内は構成率を示す

賦課金

- ・ 経常費賦課金 10アール当たり**400円** (前年度と同額) 納付期限 令和2年6月30日
- ・ 維持管理費賦課金 10アール当たり**800円** (前年度と同額) 納付期限 令和2年12月15日

加入金

令和2年度中に香川用水土地改良区へ新規加入する農地については、10アール当たり水量別に建設費償還賦課金を清算した次の額を加入金として納めていただくことになります。

10アール当たり水量	150㎡	200㎡	250㎡	300㎡	350㎡	400㎡	450㎡	500㎡	550㎡	600㎡	660㎡
加入金	21,670円	25,120円	28,580円	32,020円	35,490円	38,940円	42,400円	45,850円	49,310円	52,760円	56,900円

決済金

- ・ 香川用水決済金 1平方メートル当たり**26円** (前年度と同額)

香川用水二期事業の工事実施状況について

「国営香川用水二期土地改良事業」は平成26年度に始まり、今年で7年目を迎えております。令和元年度は、当初予算など30数億円の予算で東部幹線及び高瀬支線でサイホンや暗渠の改修、トンネルの補強、ゲート類の整備、東部幹線揚水機場では送水管やバルブ類の整備工事を実施しました。令和2年度は、令和元年度の補正予算5億5千万円と当初予算15億円を合わせた20億5千万円の予算で、前年度同様の改修工事を実施する予定であります。

なお、工事の実施に際し、関係水利団体及び、隣接する周辺地域住民の皆様方には何かとご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほど宜しくお願いします。

【令和元年度工事実施状況】

工 事 名：東部幹線用水路第13工区新川サイホン改修工事



鴨部川ゲート改修前



鴨部川ゲート改修後

年度別実施計画表

全 体 計 画		令和元年度迄	令和2年度 (令和元年度補正含む)	令和3年度以降
施 設 名	事 業 量	事 業 量	事 業 量	事 業 量
1. 用水路	23.4km	18.4km	3.6km	1.4km
(1) 東西分水工	0.1km	0.1km	—	—
(2) 東部幹線用水路	17.6km	14.6km	2.8km	0.2km
(3) 西部幹線用水路	2.6km	2.3km	0.3km	—
(4) 高瀬支線用水路	3.1km	1.4km	0.5km	1.2km
2. 水管理施設 ・中央管理所 ・中継所及び子局 ・通信施設等	1式	1式	—	1式
3. 揚水機場	2カ所	2カ所	—	—
(1) 東部幹線揚水機場	1カ所	1カ所	—	—
(2) 大池揚水機場	1カ所	1カ所	—	—
4. 工事諸費等	1式	測量、設計他	測量、設計他	1式
事業費(百万円)	14,000	10,872	2,050	1,078
累計進度	100%	77%	15%	8%

令和2年1月20日（月）、第39回施設管理委員会（水本勝規委員長）において、東部幹線用水路「船岡サイホン」及び「平池サイホン」（何れも高松市香川町）改修工事の現地視察を実施しました。

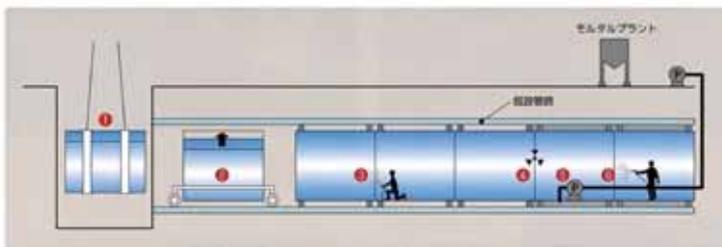
現地視察は、委員の皆様にご覧いただき補修工事等を見てもらう良い機会であることから、毎年この時期に行っております。

現地では、香川用水二期農業水利事業所の川口課長より、施工概要及びサイホンでのPIP工法（パイプインパイプ）についての説明があり、委員の皆様には工事内容等についての質疑応答を通じて、幹線水路の補修状況の理解を深めていただきました。

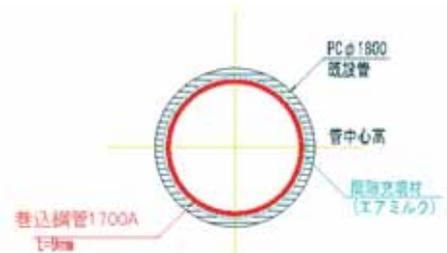
【船岡サイホン】

工事の目的：既設PC管（φ1800mm）内に鋼管（φ1700mm）を内挿し、構造機能の回復を図る。

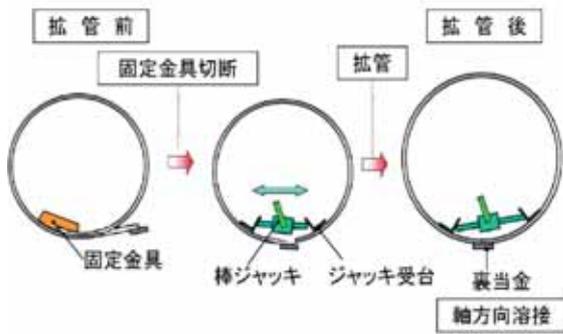
- ① 吊り込み
- ② 拡管、管軸方向仮付円周方向芯出仮付
- ③ 管軸・円周方向溶接
- ④ 溶接部検査
- ⑤ 表込めモルタル注入
- ⑥ 内面塗装



PIP工法施工手順



標準断面図



巻込鋼管の拡管



既設管内に巻込鋼管搬入状況



巻込鋼管溶接状況



川口課長による現地説明

事務局長就退任のお知らせ

飯間 勝氏が退職

新事務局長に前香川県農政水産部次長 小山 輝己氏を迎える！

令和2年3月31日付けで飯間事務局長が退職され、新しく事務局長に前香川県農政水産部次長の小山輝己氏を迎えました。

飯間前局長は、平成27年5月に当改良区の事務局長に就任され、香川用水土地改良区の運営に約5年間尽力されました。その間、香川用水記念会館の移転・竣工式、香川用水土地改良区設立50周年記念式典の開催及び記念誌の発刊、土地改良法改正に伴う定款・規程の改正等、様々な会やイベントに携わり、当改良区を引っ張っていただきました。また、対外的な会議や研修視察等に参加したり、職員一人ひとりと向き合いながら、細やかで的確な意見や指導を沢山いただきました。これまでのご労苦に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。



飯間 勝氏



小山 輝己氏
(新事務局長)

人事異動

3月31日付 (退職)

- ・事務局長 飯間 勝

4月1日付 (採用)

- ・事務局長 小山 輝己
- ・臨時職員 小西 俊毅

4月1日付 (配置換え)

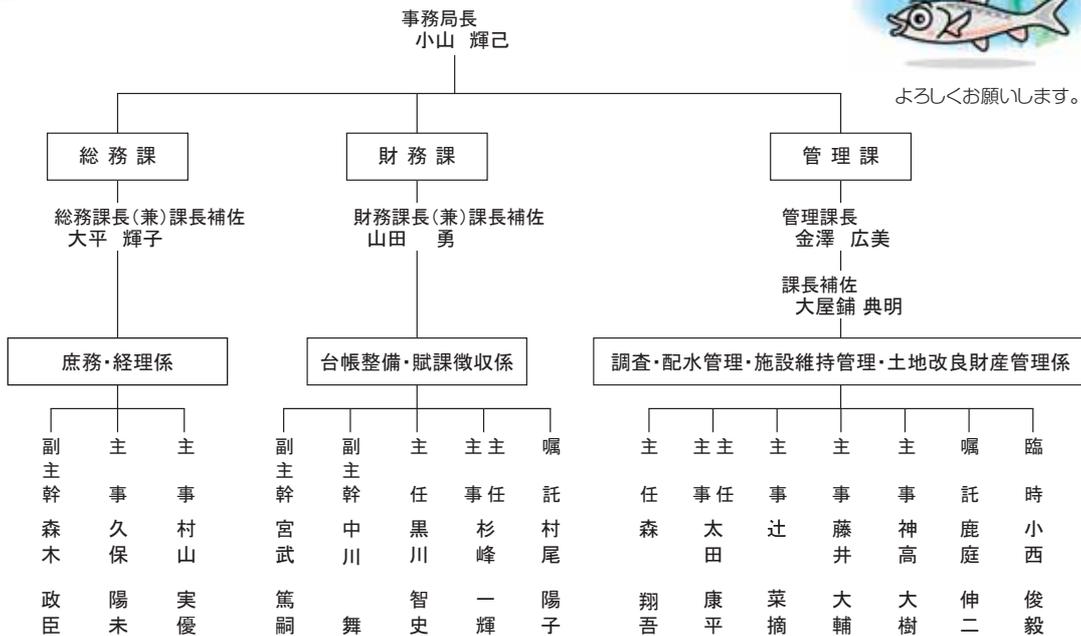
- ・総務課長(兼)課長補佐 大平 輝子(前財務課長(兼)課長補佐)
- ・財務課長(兼)課長補佐 山田 勇(前管理課長)
- ・管理課長 金澤 広美(前総務課長(兼)課長補佐)

事務局 新組織図

(令和2年4月1日付)



よろしくお願ひします。



組合員の皆さまへ ★ お願い ★

こんな時は必ず届出が必要です!!

組合員の資格等に変更があった時

- 組合員の住所変更
- 組合員の死亡等による農地の相続
- 農業者年金受給による経営移譲
- 農地の賃貸借または解約した場合
- 農地の売買、贈与、交換等により所有権移転があった場合

※申請様式はHPからもダウンロードできます。

組合員資格得喪通知書を提出してください!!

土地改良区に組合員資格得喪通知書の届出がなければ、賦課金は従来の組合員に課されます。

農地転用したい時

農地を宅地など農地以外に転用する場合、組合員が申請手続きをし、土地改良区の意見書の交付を受けるとともに、**決済金(1㎡当たり26円)**の納付が必要です。

農地転用等の通知及び意見書の交付願を提出してください!!

公共用地として転用された時

公共用地(国道、県道、市町道、河川敷等)として、買収又は寄付した農地を転用した場合にも一般転用と同様に**決済金が必要**です。

公共用地への転用は農地法に基づく転用手続きが免除されており土地改良区に通知されません。

関係公共機関にもお願いしておりますが、組合員の皆様も用地買収時に決済金の支払い方法等十分に話し合わせ、問題が生じないようにお願いします。

※決済金とは?

農地転用によって地区内農地の面積が減ると、残った受益農地(組合員)に対する土地改良施設の維持管理負担が増えてしまいます。面積減少により他の組合員の負担が過重とならないように、土地改良区の受益地区から農地を除外する場合は、土地改良法第42条2項に基づき、**決済金の納入が必要**となります。



お問い合わせ先

香川用水土地改良区(☎087-802-5722 財務課)
又は関係市町担当課・関係土地改良区



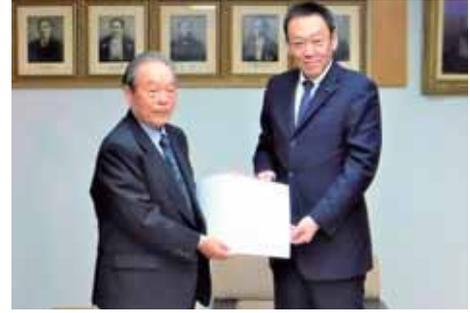
＝香川用土地改良区の主な動き＝

令和元年

- 11月16日 さめうら水源の森整備交流会
- 20日 第38回財務委員会
- 25日 香川用水周知会（中讃）
- 27日 香川用水周知会（西讃）
- 12月2日 香川用水周知会（東讃）
- 9日 全国大規模農業水利事業協議会 県選出国議員要望

令和2年

- 1月15日 第58回配水管理委員会
- 20日 第39回施設管理委員会
- 27日 香川用水施設緊急対策事業費の農家負担軽減について、県及び県議会へ要望
- 30日 常任委員長会
- 2月6日 第120回監事会
- 14日 第76回総務委員会
- 3月2日 第136回理事会
- 3月23日 役員（理事）補欠選挙会
第53回通常総代会



香川用水施設緊急対策事業 県議会要望



第136回 理事会

＜第36回香川用水水口祭について＞

新型コロナウイルスによる感染症拡大防止のため、少人数で神事のみ執り行うことといたします。
奉納等はございませんので、当日の来場はお控えください。



水土里ネット
香川用水

事務局だより

「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」受賞

「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」とは、「強い農林水産業」、「美しく活力のある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国への発信を通じて他地域への横展開を図るものです。今回、香川用土地改良区は、この中国四国農政局主催の企画に応募し、優良事例として、選定されました。



授与式の様子



賞状